

## 南九州市ホームページ広告掲載要領

### (目的)

第1条 この要領は、南九州市有料広告掲載要綱（平成20年南九州市告示第82号。以下「要綱」という。）の規定により南九州市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 南九州市が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主（要綱第2条の広告主）の指定するホームページにリンクするものをいう。
- (3) 日数 連続する24時間を1日とする。

### (広告の種類)

第3条 市ホームページに記載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

### (広告の規格及び枠数、掲載料)

第4条 掲載する広告の規格及び枠数、掲載料は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦50ピクセル×横 200ピクセル
ファイル形式	G I F（透過G I F及びアニメーションG I Fを除く。） J P E G, P N G
データ容量	10キロバイト以下
枠数	最大5枠
掲載料	1枠につき1か月 10,000円（消費税を含む）

2 広告掲載料は、市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

### (広告の掲載ページ)

第5条 広告を掲載するページは、ホームページのトップページとする。

### (広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1か月を単位とする。

2 広告掲載希望者が望むときは、市長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

### (広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集（以下「募集」という。）は、ホームページ及び広報南九州等の広報印刷物で公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 市長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

### (広告掲載の申込み)

第8条 市ホームページへの広告掲載希望者は、南九州市ホームページ広告掲載申込書（別

記様式第1号)により、担当部署に直接、郵送又は電子メールで、市長が指定する期間内に申し込むものとする。ただし、同一内容の広告につき複数の広告枠を申し込むことはできないものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、第4条の規定に基づき広告の内容、デザイン等(リンク先の内容等を含む。以下「広告内容等」という。)について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載希望者が第4条第1項に規定する広告枠数を越えたときは、次に掲げる順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 市内において地域福祉や地域振興など地域社会に貢献する事業者等
- (2) 私企業又は事業を営む個人であって市内に本社を有するもの
- (3) 私企業又は事業を営む個人であって本社は市外だが市内に事業所等を有するもの
- (4) 市内にゆかり(出身者等)のあるもの
- (5) 広告の掲載を希望する期間の長いもの

3 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

4 市長は、前3項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、南九州市ホームページ広告掲載決定通知書(第2号)により、その結果及び条件等を広告掲載希望者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

(審査会)

第11条 第9条第1項の規定による広告内容等の審査は、要綱第7条に規定された、南九州市有料広告審査委員会にて行う。

(広告内容等の変更)

第12条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領および要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更しようとする月の1週間前までに、南九州市ホームページ広告掲載内容変更申込書(第3号)を書面により、本市の担当部署に届け出なければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) 広告のリンク先のホームページのアドレスを変更するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、南九州市ホームページ広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更が生じたとき。

(広告掲載の取り消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) リンク先のホームページの全体及び一部に、この要領および要綱に抵触することとなったとき。
- (5) その他、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、南九州市ホームページ広告掲載取り下げ申出書(第4号)を書面により本市の担当部署に届け出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料は、当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料の額は、広告掲載を取り消した日の属する月の翌月以降に係る既納の広告掲載料とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第16条 広告掲載期間内に、本市の都合によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖した日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖した日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、本市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が要綱第7条の南九州市有料広告審査委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成20年6月13日から施行する。